

# 危険空き家等除却促進事業のお知らせ

## ～危険な空き家の解体を応援します～



村では、防災・衛生・景観などの地域住民の生活環境への影響から、危険空き家などの除却を促進し、地域住民の生命、身体または財産の保護を目的に、所有者に対し除却費用の一部を助成する事業を行います。

### 事業（補助）の対象となる空き家

村内に存在する次の①から⑦の全てに該当する建物が対象です。

- ①おおむね1年以上使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みがない住宅および兼用住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿および住宅部分以外の部分の床面積が延べ面積の2分の1かつ50㎡を超えるものを除く。）
- ②住宅の不良度判定基準の評定項目の評定合計が100点以上であるもの
- ③危険度判定基準に該当する状態であるもの
- ④所有権以外の権利（抵当権など）の設定がなされていないもの
- ⑤個人所有のもの
- ⑥公共事業の補償の対象となっていないこと
- ⑦補助金の交付を受ける目的で故意に破損された建物でないもの



### 事前調査について

村では、事前に補助対象となる空き家かどうかを調査し判断いたしますので、「危険空き家等事前調査申込書」が必要となります。詳しくは村ホームページをご覧ください。



村HP、  
申込書ダウンロードはこちら

### 補助金の額

補助対象経費（解体工事費）の5分の2の金額で、上限は60万円です。  
予算がなくなり次第終了します。

### 事業を利用できる人

■村税の滞納がない危険空き家などの所有者

所有者または相続権利者が複数の場合で事前調査をお申し込みの際は、共有者の同意を得ておいてください。

※その他詳しいことは、定住促進課 定住促進係へお問い合わせください。

〈問い合わせ・申し込み先〉定住促進課 定住促進係 TEL0967 (67) 2705